

資格喪失申出書

ベネッセグループ健康保険組合 御中

私は任意継続保険の被保険者資格を喪失することを申し出ます。(40歳～64歳の介護保険第2号被保険者の方は同時に介護保険の被保険者資格も喪失されることになります) 平成〇〇年〇〇月〇〇日

保険証番号：20-9999 氏名：健保 太郎

住所：〒XXX-XXXX

〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3

TEL：(XXX) XXX-XXXX

資格喪失日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

* 資格喪失日は重要ですので、ご記入の際は下記の<資格喪失日について>を必ずご確認ください。

～以下の項目につきましてはいずれかにチェックをお願いします～

資格喪失理由：被保険者となった日より起算して2年を経過したため

選択欄は該当する
事項に○をお願い
します。

被保険者が死亡したため

保険料の納付期日までに保険料を納めなかったため

就職により健康保険の強制または任意包括の被保険者となったため

船員保険の被保険者となったため

後期高齢者医療の被保険者になったため

任意継続保険の保険証：この申出書に添付

月 日までに必ず返送します

(任意継続保険の保険証は資格喪失日以降、使用不可となりますので、資格喪失日以降速やかに当健保へご返送ください)

資格喪失証明書の発行：必要

不要

<資格喪失日について>

・被保険者となった日より起算して2年を経過したとき

任意継続保険の資格取得日の2年後。資格取得日がH24年4月1日の場合は、H26年4月1日となります。

・被保険者が死亡したとき

被保険者が死亡した日の翌日となります。(被扶養者がいる場合は同時に資格喪失となります)

・保険料の納付期日までに保険料を納めなかったとき

保険料納入最終月の翌月11日。ただし保険料納入最終月の翌月10日が銀行休業日の場合は翌銀行営業日の翌日。

たとえば、3月分まで保険料を納付されている方が4月分の未納により任意継続保険をやめられる場合、4月10日が土曜日に当たっていれば4月分の月払いの納付期限は4月12日(月)となるため、資格喪失日は4月11日(日)ではなく4月13日(火)となります。

・就職により健康保険の強制または任意包括の被保険者となったとき

就職先で新たに健康保険に加入された日(=資格取得日)と同日。たとえば9月1日から就職し、同日付で新しい健康保険に加入された場合、任意継続保険の資格喪失日は8月31日ではなく、9月1日となります。

・船員保険の被保険者となったとき

船員保険に加入された日と同日。

理事長	常務理事	事務長	担当者	受付印